

概要版

ふじパワフル85計画Ⅶ

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和3年(2021)年度～令和5年(2023)年度



自立と支え合いを両立し、
高齢者がいつまでも
暮らし続けられる地域づくり



令和6年3月

1 計画の考え方

1) 計画の背景と趣旨

高齢化の進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が表れています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療的ケアを必要とする重度要介護者の増加、介護する家族の負担増や介護離職の増加、介護職員の人材不足等の問題への対応が課題となっています。

これまで、「地域包括ケアシステム」を深化し、推進してきましたが、本計画期間内の令和7年（2025年）に団塊の世代が75歳以上となります。さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）、後期高齢者となる令和32年（2050年）には、より複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する取組を通じた重層的支援体制の構築が求められます。

本計画は、前計画の『ふじパワフル85計画VI』で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な実行、改善を進めていくとともに、社会情勢に沿った取組を推進するための計画として策定するものです。

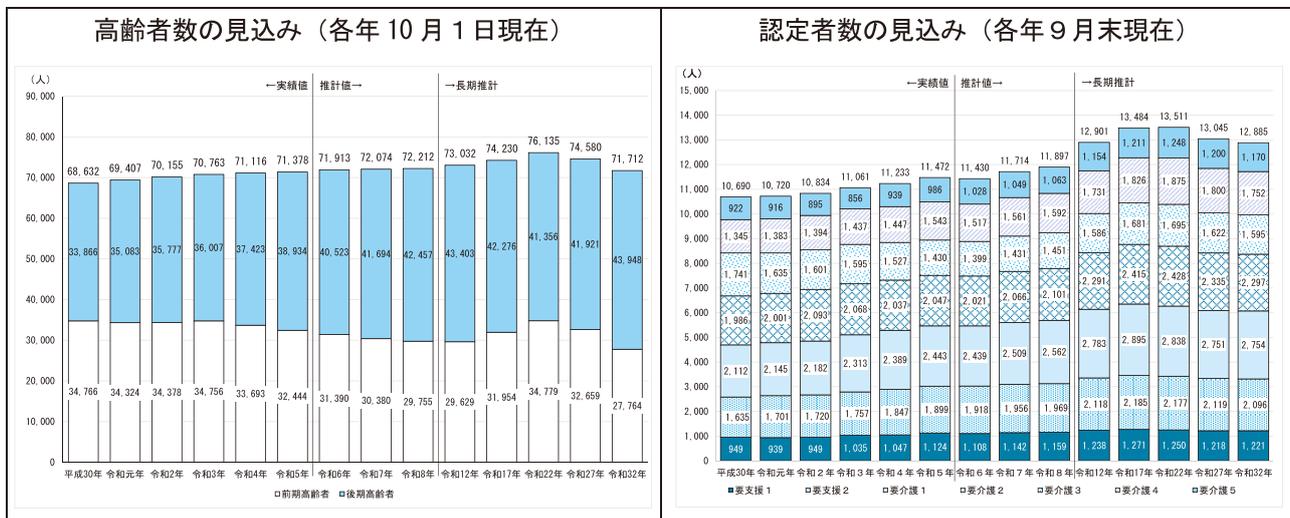
2) 計画の基本的な考え方

前計画の『パワフル85計画VI』では、地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに充実・深化を進めていく段階の計画として策定しました。今後もこれまでの取組を続けるとともに、長期的な視野に立った施策を進めるため、本計画の基本理念を「**自立と支え合いを両立し、高齢者がいつまでも暮らし続けられる地域づくり**」とし、ここを通じて支え合うことで安心し継続して地域の中で暮らす高齢者像を、引き続き『活力と魅力ある85歳』と定め、「**パワフル85計画VII**」とします。

2 高齢者の現状と将来予測

高齢者人口の内訳を見ると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年まで増減を繰り返して推移していましたが、それ以降は減少傾向に転じています。今後は、引き続き減少傾向が続くと見込まれます。また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、この傾向は令和12年（2030）まで続くと見込まれています。

要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は高齢者数の増加に伴い増加傾向が続くことが想定され、令和8年度には11,897人、さらに令和22年度には13,511人となることを見込まれます。



3 第9期計画において配慮すべき記載事項

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度に向けた介護保険制度の実施に向けて、厚生労働省が今期計画に「配慮すべき事項」として以下の項目を示しています。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性。
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化。
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性。
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性。
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性。
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進。
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等。
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進。
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進。
- 高齢者虐待防止の一層の推進。
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進。
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性。
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備。
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供。
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実。
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理的な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進。

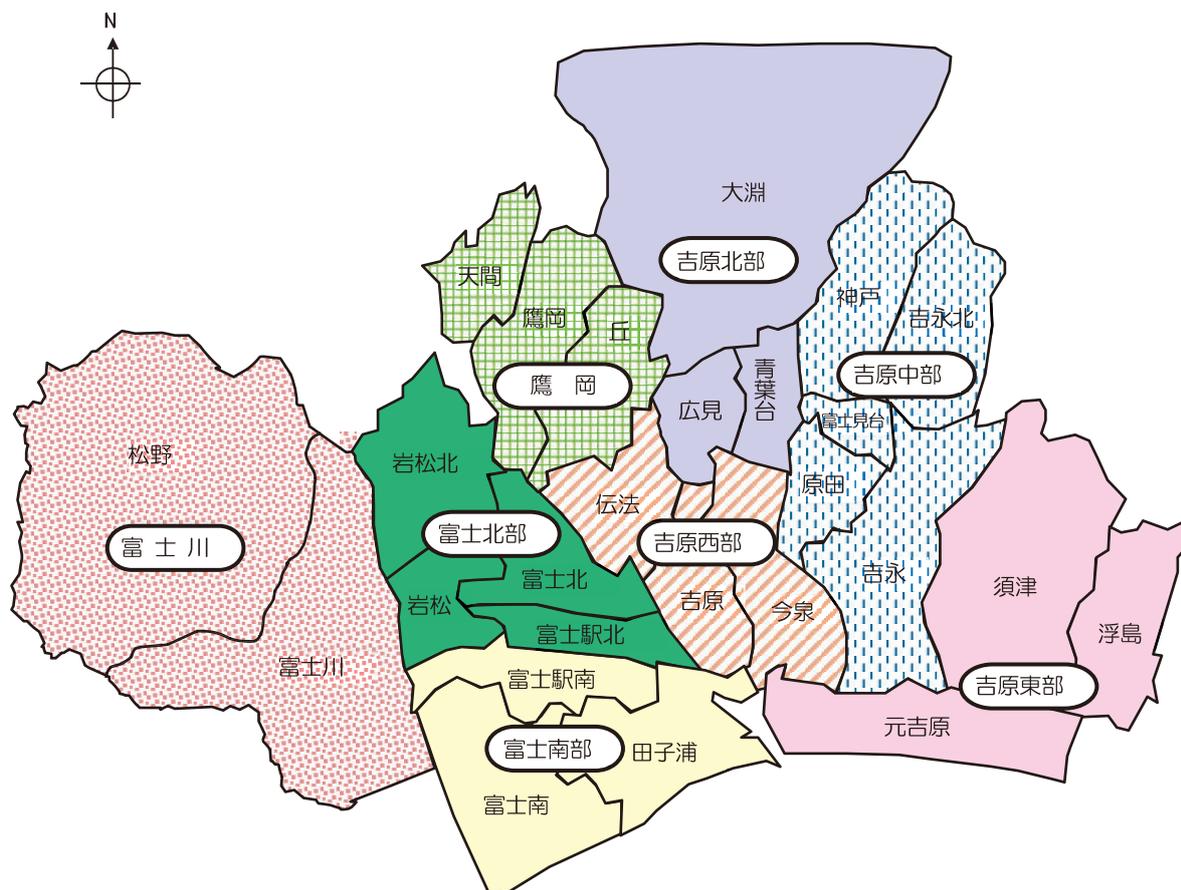
3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保。
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進。
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備。
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性。
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の仕様の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）。
- 財務状況等の見える化。
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進。

4 日常生活圏域別の状況

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療、介護サービスのみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスや地域の社会資源を活用し、包括的な支援を適切に提供する地域包括ケアシステムを推進します。そのため、本市では学校区及び高齢者人口等を勘案して、8つの日常生活圏域を設定し、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置しています。

日常生活圏域と地区



圏域名	地区	名称	住所・電話番号
1 吉原東部	須津、浮島、元吉原	富士市東部地域包括支援センター	増川新町 12-1 Tel:0545-39-1300
2 吉原中部	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北	富士市吉原中部地域包括支援センター	比奈 1481-2 Tel:0545-39-2700
3 吉原北部	大淵、青葉台、広見	富士市北部地域包括支援センター	一色 218-10 Tel:0545-23-0303
4 鷹岡	鷹岡、天間、丘	富士市鷹岡地域包括支援センター	久沢 475-1 Tel:0545-30-7062
5 吉原西部	今泉、吉原、伝法	富士市吉原西部地域包括支援センター	国久保 1-11-36 Tel:0545-30-8324
6 富士北部	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	富士市富士北部地域包括支援センター	本市場新田 24-5 Tel:0545-66-0115
7 富士南部	富士駅南、富士南、田子浦	富士市富士南部地域包括支援センター	横割本町 2-17 Tel:0545-65-8839
8 富士川	富士川、松野	富士市富士川地域包括支援センター	岩淵 137-1 Tel:0545-81-4820
富士市全域		富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課)	永田町 1-100 富士市役所 4 階 Tel:0545-55-2951

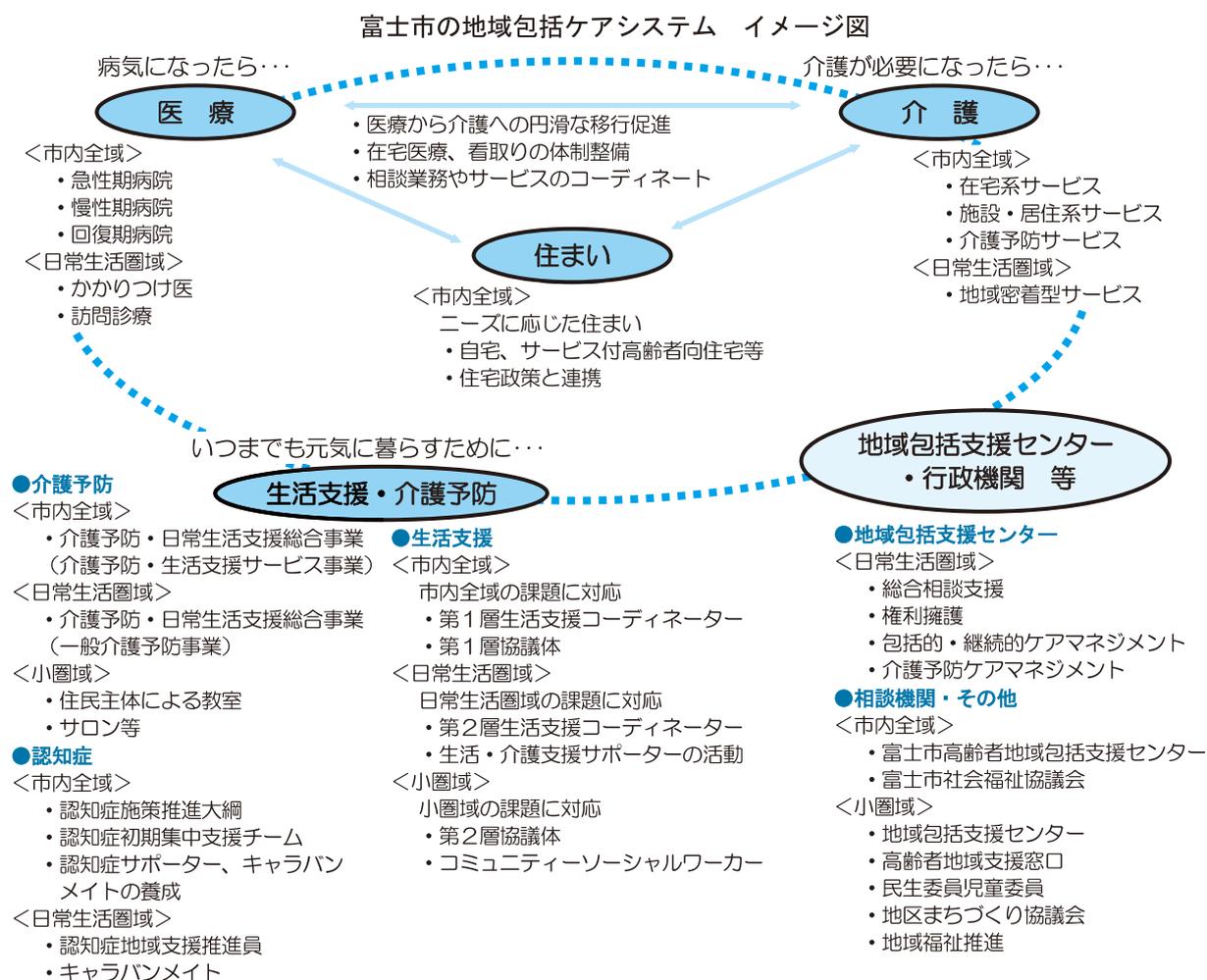
本市では、地域の様々な活動を始め、地域ケア会議や今後推進していく生活支援体制整備事業等はすべて小学校区単位で協議し取り組んでいくこととしており、日常生活圏域に小学校区を活動単位とする小圏域を設定し、相談窓口のない小圏域に高齢者地域支援窓口の増設を図っていきます。

高齢者地域支援窓口一覧

名称	担当地区	所在地	電話番号
在宅介護支援センター 岩本園	岩松・岩松北	岩本 133-1	61-2211
在宅介護支援センターかじま	富士駅南	水戸島本町 7-8	65-1165
在宅介護支援センターききょう	富士南	五貫島 175	65-2000
ヒューマンライフ富士在宅介護支援センター	大淵	大淵 3901-1	36-2666
鑑石園高齢者地域支援窓口	原田	原田 1350-16	52-0085
ヴィラージュ富士高齢者地域支援窓口	丘	厚原 359-8	73-1188
アルクそてつ高齢者地域支援窓口	田子浦	鮫島 348-4	66-1153
わだの里高齢者地域支援窓口	今泉	今泉 1-11-7	53-9916
在宅介護支援センターはまかぜ	元吉原	大野新田 744-12	31-1030
在宅介護支援センターシャローム富士川	松野	北松野 1071	67-3501
在宅介護支援センター風の杜	富士見台	原田 2030-1	32-6411
富士市社会福祉協議会高齢者地域支援窓口	富士駅北	本市場 432-1	66-3260
てんま在宅介護支援センター	天間	天間 1602	080-9055-3124

5 富士市の地域包括ケアシステム

日常生活圏域や地域包括支援センターを現状通り維持・継続するとともに、地域の様々な活動をはじめ、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等は日常生活圏域の中に小学校区を単位とする小圏域を設け、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。



6 基本目標と具体的な施策

地域包括ケアシステム推進のため、6つの基本目標のもと、様々な施策を進めていきます。

基本目標	基本施策	施策の内容	具体的な施策
1 健康づくりの推進 介護予防と	重点的な取組 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減、悪化防止等に取り組みます。	①介護予防・重度化防止 ②介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援
	生涯にわたる心身の健康づくり	若年期からの健康意識の向上に向けた啓発活動、高齢者の医療・保健両面の意識の向上、地域での健康づくり活動、地域における健康推進員や食生活推進員等の育成、活動支援に取り組みます。	①健康に対する意識の啓発 ②地域ぐるみの健康づくり活動の推進 ③保健サービスの充実
2 医療と介護の連携の充実	重点的な取組 医療・介護の提供体制の整備	在宅医療と介護の連携を推進するとともに、高齢者の健康を支える基盤として、市内の医療機関の体制強化、高齢者と医療機関の結びつきの強化を推進します。	①在宅医療と介護の連携 ②地域医療体制の充実
	重点的な取組 認知症施策の推進	「認知症サポーター」の養成を推進するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりに取り組みます。また、認知症の早期診断・早期対応の体制づくり、地域で生活する認知症の人と家族の心身のケアを行います。	①地域見守り支援体制の推進 ②早期診断・早期対応の取組 ③認知症の人と家族への支援
3 在宅生活支援の充実	在宅高齢者への支援	住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者の生活支援や家族介護者への支援、高齢者の見守り支援の実施及び協力体制の構築に努めます。	①日常生活支援 ②家族介護者支援 ③高齢者の見守り支援体制の充実
	人権の尊重と支援	虐待防止や権利擁護のための意識啓発や制度の活用促進、事業に必要な人材の確保・育成を図ります。	①高齢者虐待の防止 ②成年後見制度の普及・利用支援、利用促進
4 介護保険事業の適切な運営	介護人材の確保及び資質の向上	高齢者の増加に伴い、介護や生活支援の担い手がより多く必要となります。介護人材の確保・定着、資質の向上に資するため、各研修を継続して実施していきます。	①研修の充実 ②助成制度の普及・拡大
	介護保険施設の計画的整備	地域密着型サービスを重点的に整備していきます。また、関係機関や地域住民の評価を受け、サービスの質の向上を図ります。	①地域密着型サービスの整備推進 ②サービスの質の向上に向けた取組
	介護給付適正化計画の推進	介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付適正化の主要3事業を確実に実施します。	①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメントの適正化 ③介護報酬請求の適正化
	介護保険サービスの環境整備	介護保険事業者のサービスの質の向上のため、講習や実地での指導、是正改善指導を行う監査等を実施します。また、介護サービス相談員の派遣先の拡大、介護保険サービスの相談・苦情対応体制を整備していきます。	①指導監督に関する取組 ②ケアの質の向上に向けた取組への支援
	情報提供の充実	パンフレットや広報紙、SNS等を活用し、介護保険制度や福祉施策の理解促進に努めます。また、利用者が介護サービスを選択できるよう情報の公開に努めます。	①市民への情報提供 ②介護サービス情報の公表
	重点的な取組 緊急事態時の対応体制の整備	感染症の大規模流行や大規模災害等の緊急事態に対応できるよう、介護事業所等の施設改修や避難確保計画の作成、感染症対策を支援し、行動しながら、絶え間なく整備・改善に向けて取り組みます。	

基本目標	基本施策	施策の内容	具体的な施策
5 いつまでも暮らし続けられるまちづくり	生きがいづくり	各種学習や活動、就労に関する情報や機会の提供、高齢者と児童・生徒との世代間交流を推進するとともに、高齢者が地域の一員としてともに支え合う意識を醸成するための市民への福祉教育の充実等に努めます。	①生涯学習支援 ②世代間交流の推進 ③思いやりの心の醸成
	地域力の活用と育成	地域で高齢者を支援する地区福祉推進会や地域で活動する各種団体の活動支援、高齢者の経験を活かせるボランティア活動の機会の提供、セカンドライフの過ごし方や活かし方の支援を行うとともに、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。	①地域の活動団体の育成・支援 ②各種団体活動への支援 ③ボランティアの育成・支援 ④地域の社会資源としての人材活用
	住居・生活環境の整備	高齢者が安全・安心に暮らせるよう、住環境の整備・支援を進めます。また、高齢者の外出支援のための交通体系の確立、移送支援の充実、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。	①高齢者が安心して生活できる住宅の整備 ②高齢者等が外出しやすい環境の整備
	安心して暮らせる環境の整備	防災・防火対策の推進、防犯や交通安全に向けた啓発・教育活動を推進します。	①防災・防火対策の推進 ②防犯対策の推進 ③交通安全対策の推進 ④緊急時における連携体制の強化
6 地域包括ケアシステムの深化・推進	重点的な取組 地域包括支援センターの機能強化	高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを、行政施策や社会基盤整備につなげていきます。また、適切な人員配置、地域包括支援センター運営協議会の開催、高齢者地域支援窓口の運営を進めていきます。	①地域ケア会議の充実 ②職員の配置 ③地域包括支援センター運営協議会の開催 ④高齢者地域支援窓口の運営
	地域共生社会の実現に向けた取組	これまでの課題を改善しながら、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の充実を目指して、関係各課との連携や取組を進めていきます。	①地域共生社会に向けた体制整備
	重点的な取組 生活支援体制整備の推進	多様な日常生活のニーズに対応するために、地域でのきめ細かな支援やお互いに支え合う活動の整備を推進していきます。 また、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターと、コーディネーターとともに新たな資源の創出について協議する協議体を設置します。	①住民主体の支え合い活動の仕組みづくり ②住民主体の支え合い活動の推進
	重層的支援に向けた地域住民の体制充実	本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援や、地域社会からの孤立防止、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割の創出などの推進に努めていきます。	

7 介護保険サービスと地域支援事業

1) 介護保険サービス一覧

	介護サービス（介護給付） 要介護 1～5	介護予防サービス（予防給付） 要支援 1・2
居宅サービス	訪問を受けて利用する（訪問サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護（ホームヘルプ） ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導
	通所して利用する（通所サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護（デイサービス） ●通所リハビリテーション（デイケア） 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防通所リハビリテーション
	短期間入所する（短期入所サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所生活介護（ショートステイ） ●短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護
	居宅での暮らしを支える（その他サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防福祉用具貸与 ●特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修
在宅に近い暮らしをする		
<ul style="list-style-type: none"> ●特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防特定施設入居者生活介護 	
地域密着型サービス	住み慣れた地域で暮らす	
	<ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●看護小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援 1 の人は利用できません）
施設サービス	施設に入所する	
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 （※入所は原則、要介護 3 以上） ●介護老人保健施設 ●介護医療院 	

2) 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業には、65歳以上のすべての方が利用できる「一般予防事業」と、要支援1・2の認定を受けている方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業
介護予防・日常生活支援サービス事業 【訪問を受けて利用する】 ●介護予防訪問介護相当サービス ●健康づくりヘルパー ●短期集中型訪問指導 【通所型サービス】 ●介護予防通所介護相当サービス ●健康づくりデイサービス ●健康づくりデイトレーニング 【介護予防ケアマネジメント】 一般介護予防事業 ●脳健康教室 ●栄養満点教室 ●地域包括支援センター 介護予防教室 ●ご近所さんの運動教室・料理教室 ●介護予防サポーター養成講座 ●生活・介護支援サポーター養成講座	●地域包括支援センターの運営 ●総合相談支援業務 ●権利擁護業務 ●包括的・継続的ケアマネジメント業務 ●在宅医療・介護連携の推進 ●認知症施策の推進 ●生活支援サービスの基盤整備 任意事業 ●介護給付費適正化事業 ●家族介護支援事業 ●その他の事業

3) 介護保険サービスの整備

1 施設・居住系サービスの整備見込み (単位：か所)		
区分	R5年度末 (見込み)	R8年度末
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	11	11
介護老人保健施設	6	6
介護医療院	1	1
特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	9	10

2 地域密着型サービスの基盤整備見込み (単位：か所)		
区分	R5年度末 (見込み)	R8年度末
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	1
認知症対応型通所介護	10	10
小規模多機能型居宅介護	20	20
認知症対応型共同生活介護	31	33
地域密着型特定施設 (29人以下)	2	2
地域密着型介護老人福 祉施設(29人以下)	9	9
看護小規模多機能型居 宅介護	6	7

8 第9期介護保険料について

1) 介護保険制度の費用負担構造

介護保険の財源は、保険料と公費で賄われ、それぞれ半分ずつの負担割合となっています。保険料のうち、40～64歳の人（第2号被保険者）が費用全体の27%、65歳以上の人（第1号被保険者）が23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支える仕組みになっています。

介護保険の 対象者数を推計	第1号被保険者（65歳以上の人）
	第2号被保険者（40～64歳の人）
	要支援・要介護認定者数



施設・居住系サービス利用状況	居宅サービス利用状況
----------------	------------



各サービスの必要量・供給見込み量の設定



【全体の必要額】																			
利用者負担（1～3割）※1	給付（9～7割）																		
<p>※1 一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上の人）がサービスを利用したときは、利用者負担が2割または3割になります。</p> <p>※2 調整交付金は、市町村間の後期高齢者割合等の違いを考慮し、5%を基準として市町村間で調整される財源です。本市に交付される調整交付金は5%に達しませんので、不足分は第1号被保険者の保険料を充てることとなります。</p>	<table border="1"> <caption>給付の内訳</caption> <tr><th>項目</th><th>割合</th></tr> <tr><td>保険料</td><td>50%</td></tr> <tr><td>公費</td><td>50%</td></tr> <tr><td>国調整交付金</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>国負担金</td><td>20.0%</td></tr> <tr><td>県負担金</td><td>12.5%</td></tr> <tr><td>市負担金</td><td>12.5%</td></tr> <tr><td>65歳以上の保険料</td><td>23.0%</td></tr> <tr><td>40歳～64歳の保険料</td><td>27.0%</td></tr> </table>	項目	割合	保険料	50%	公費	50%	国調整交付金	5.0%	国負担金	20.0%	県負担金	12.5%	市負担金	12.5%	65歳以上の保険料	23.0%	40歳～64歳の保険料	27.0%
項目	割合																		
保険料	50%																		
公費	50%																		
国調整交付金	5.0%																		
国負担金	20.0%																		
県負担金	12.5%																		
市負担金	12.5%																		
65歳以上の保険料	23.0%																		
40歳～64歳の保険料	27.0%																		



<table border="1"> <tr> <td>富士市の介護サービス総費用のうち、 65歳以上の人負担分等（総費用の23%）</td> </tr> <tr> <td>富士市の65歳以上の人数</td> </tr> </table>	富士市の介護サービス総費用のうち、 65歳以上の人負担分等（総費用の23%）	富士市の65歳以上の人数	=	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 基準額 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 各所得段階において 保険料額を決める基準となる </div>
富士市の介護サービス総費用のうち、 65歳以上の人負担分等（総費用の23%）				
富士市の65歳以上の人数				

2) 保険料設定の基本的な考え方

介護保険や地域支援事業に要する費用が増加する見込みの中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

保険料所得段階の設定

国は第9期から標準所得段階を9段階から13段階に変更しましたが、本市の所得段階は既に13段階としており第9期においてもこれを継続します。各段階の境界となる所得金額は保険者の判断により設定できるとしてあり、これにつきましても国標準に比べ境界区分をより広げ被保険者の負担能力に対応した現在の設定を継続します。

②負担能力に応じた保険料率（基準額×所得段階別の割合）の設定

要介護認定者数の増加などによる保険給付費の増加を踏まえ、第9期計画期間中に必要となる介護保険事業の経費を見込み、介護保険料基準額を月額5,800円と算定しました。

各所得段階の介護保険料率については、第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げ、第4段階から第8段階までについては第8期の保険料率を継続し、第9段階以上の高所得者層に対しては、低所得者の負担軽減分を上乗せし、保険料率を引き上げました。

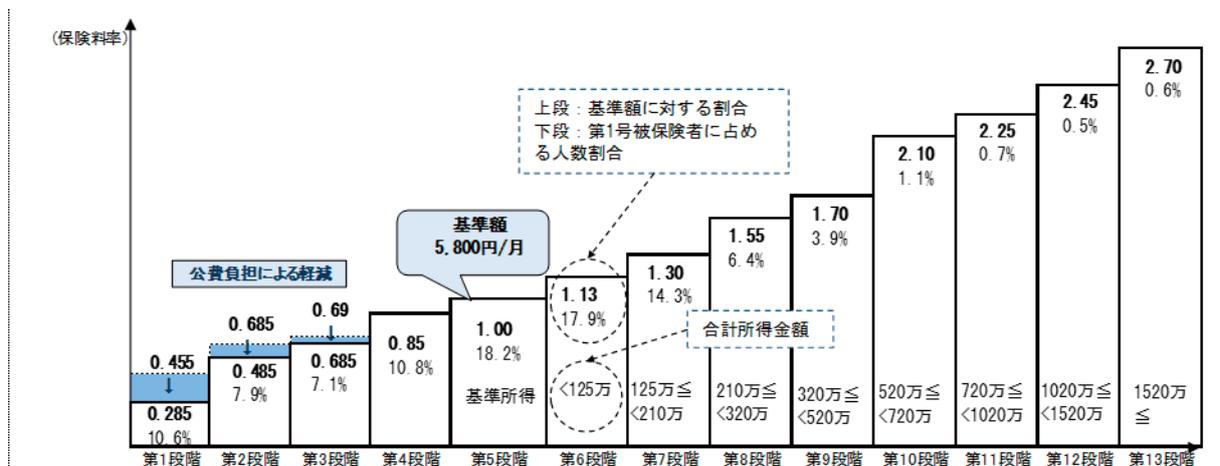
③保険料額の上昇の抑制

介護給付費準備基金を可能な限り取り崩し、介護報酬改定等による保険料額の上昇の抑制を図りました。

④公費による保険料軽減の強化

介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、介護保険制度を持続可能なものとするために、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、本人が市民税非課税者層のうち、第1～3段階について、公費の投入による負担の軽減強化を継続します。

9期保険料段階のイメージ



3) 所得段階別介護保険料

所得段階	対象区分		基準額に対する割合	保険料額 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 		0.285	19,836円
	本人が 市民税 非課税者	世帯員 全員が 市民税 非課税者		
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人				
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人				
第2段階		世帯員に 市民税 課税者が いる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	
第4段階	本人が 市民税課税者	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人		
第5段階 (基準額)		本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人		
第6段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		
第7段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人		
第8段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人		
第9段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人		
第10段階		本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人		
第11段階		本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人		
第12段階				
第13段階				

ふじパワフル85計画Ⅶ—概要版—（第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）

発行日：令和6年3月

発行者：富士市 福祉部 介護保険課、高齢者支援課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 TEL0545-51-0123（代表）

富士市ウェブサイトにて、本計画の全文をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>